

# 日本企業における内部統制報告制度の導入

孫 美灵 (流通科学大学)

本稿の目的は、内部統制報告制度が日本の経済社会の中でどのような効果を果たしているのかについて分析することである。当該研究は個別の事例を用いた定性的研究であるため企業一般に拡大して解釈することはできないものの、問題を企業別に具体的に分析することによって制度導入における問題の所在を発見することができる。本研究は日本企業を分析対象として内部統制報告制度の導入効果の解明に挑んだところに貢献があると考えられる。

キーワード：内部統制，内部統制報告制度，制度の導入効果，事例研究

## I. はじめに

内部統制報告制度の発祥地ともいえるアメリカで2002年7月にSOX法（サーベインズ・オクスリー法，Sarbanes-Oxley Act of 2002，SOX）が制定された背景には、大手エネルギー会社エンロン（2001年12月倒産）、大手通信会社ワールド・コム（2002年7月倒産、アメリカ史上最大の倒産劇と言われている。）の粉飾決算による倒産がある。日本でも西武鉄道（2004年）、カネボウ（2004年）等の粉飾決算を背景に、2006年6月に証券取引法が金融商品取引法に改正される形で、いわゆる日本版SOX法<sup>1)</sup>と称される内部統制報告制度が導入された。粉飾決算による虚偽の会計情報が証券市場の健全な発展を阻害することを懸念してSOX法や金融商品取引法が制定されている。しかし、これらの法律の制定を受けて導入された内部統制報告制度によって、企業の財務報告の信頼性がどれぐら

い向上したかに関する研究はまだ欠如しており、また内部統制報告制度の導入が不正の防止にどれくらい効果があったのかに関する研究はほぼ皆無に近いと言えよう。

本稿の目的は、インタビューによる定性的研究方法を用いて、日本における内部統制報告制度の導入効果の一端を示すことである。日本企業3社をインタビューし、これらの企業において内部統制報告制度の効果がどのような点で現れ、またどのような点で現れなかったのかを明らかにし、さらにその原因や問題の所在はどこにあるのかについて企業別に検討する。個別の事例を用いた分析は定量的研究による分析とは異なって一般性は低いものの、問題を具体的に考察することによって制度導入における問題の所在を発見することができる。

本稿の構成は以下のようになっている。第Ⅱ節では内部統制報告制度の導入効果を論じた先行研究について紹介する。第Ⅲ節では日本における内部統制報告制度の概要を本稿の必要最低

限の範囲内で紹介するとともに、本稿で内部統制報告制度の導入効果を分析する視点を提示する。第Ⅳ節では3社の事例を紹介し、分析結果を述べる。第Ⅴ節では分析結果を要約し、本研究の貢献および限界を示すことで結びにかえる。

## Ⅱ. 先行研究

Schneider et al. [2009] では、米国のSOX302条と404条の適用を受ける企業を対象とした内部統制関連の先行研究（2009年半ばまで）について網羅的なサーベイを行い、内部統制に関する先行研究の量的蓄積は膨大であるが、その中には内部統制報告制度の導入によって会計不正が減少したか、内部統制報告制度の導入が社会にどのような価値をもたらしたのか、制度の導入コストを超えた効果が得られたか等の間に答える研究はまだ欠如しているとされている（Schneider et al. [2009], pp.37-38）。

以下、内部統制報告制度の導入効果を論じた先行研究について本稿の必要範囲内で紹介する。内部統制報告制度の効果を主張する先行研究の論点は主に資本コストの低下にあるが、Ashbaugh-Skaife et al. [2009] では、内部統制上の不備を報告する企業はそうでない企業より資本コストが高いとされている（Ashbaugh-Skaife et al. [2009], p.39）。Hossain et al. [2011] では、内部統制報告制度の導入によって企業の財務報告の品質が高まるとされている（Hossain et al. [2011], p.313）。またAshbaugh-Skaife et al. [2008] では、内部統制上の不備を報告する企業はそうでない企業より高い異常会計発生高を開示するとされている（Ashbaugh-Skaife et al. [2008], p.247）。しかし、上記の結論と相反する研究結果も存在する。まずOgneva et al. [2007] では、SOXの導入と資本コストの低下には直接的な関連はないと主張している

（Ogneva et al. [2007], p.1286）。2004年から2006年の間で米国のSOX404条に基づきはじめて内部統制報告書を提出する企業2,515社を対象として検証した結果、346社が内部統制に不備がある評価結果となっているが、内部統制上不備があったという情報の開示が資本コストに直接的な影響がなかったと結論付けられている。またBeneish et al. [2008] では、302条に基づく内部統制情報の開示は情報量があるが、404条に基づく内部統制情報の開示は株価や資本コストとはほぼ関係がないとされている（Beneish et al. [2008], p.697）。このように、アメリカにおける内部統制報告制度の導入効果に関しては相反する研究結果が混在し、今後のさらなる研究が必要である。

日本企業を対象として内部統制報告制度の導入効果を論じた先行研究としては高田他 [2010] が挙げられる。当該研究では内部統制報告制度の導入によって財務諸表の信頼性が高まったもしくは不正の防止に役立ったという意味での効果ではなく、「業務フローが整備された」、「コンプライアンス体制が強化された」と言った社内の管理体制の強化という側面から制度導入の効果が示されている（高田 [2010], pp.114-115）。

## Ⅲ. 日本における内部統制報告制度および分析の視点

ここでは、本稿の必要最低限の範囲内で日本における内部統制報告制度について概観し、本稿で内部統制報告制度の導入効果を分析する視点を提示する。日本では2008年4月1日から開始する事業年度から財務報告に係る内部統制報告制度が導入されている。内部統制の目的には業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全の四つの項目がある。金融庁企業会計審議会より公表されている「財務報告に

係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について(意見書)」(以下、「実施基準」とする。)では、上記の四つの目的のうち主に財務報告の信頼性の確保という目的に焦点が当てられているが、実施基準にも明記されているように四つの目的は完全に独立して存在するのではなく、相互に関連している(金融庁企業会計審議会[2011], 8頁)。たとえば、決算業務や決算対象となる業務が有効かつ効率的に行われなければ、財務報告も正しく行われぬ。また法令等を遵守しなかった場合、健全な経営が行われておらず直接または間接的に財務報告の信頼性を低下させる。資産の保全が適切に行われなければ<sup>2)</sup>、財務諸表に表示されている資産も信憑性が低くなる。つまり、財務報告の信頼性を確保するには、他の三つの目的も同時に達成される必要がある。したがって、本稿では財務報告の信頼性の確保という目的に限定せず、その他の三つの目的も視野に入れ、これらの四つの目的に対する達成度合いの視点から制度導入の効果を検討したい<sup>3)</sup>。

3社に対しインタビューを行う際、「内部統制報告制度の導入によって財務報告の信頼性が確保されたもしくは向上したと思うのか」のような質問をした場合、制度導入前は財務報告の信頼性が確保されていなかったもしくは低かったということが前提となる。資産の保全や法令等の遵守においても同様な問題点が存在する。したがって、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全の三つの項目については「不正の防止に役立ったのか」という質問に変えてインタビューを行った<sup>4)</sup>。従業員レベルの不正はどの組織でも避けられない問題であるため、当該質問に関しては抵抗なく答えてくれた。したがって、「不正の防止と発見」<sup>5)</sup>及び「業務の有効性と効率性の向上」<sup>6)</sup>に効果

があるかどうかの質問項目をもとに内部統制報告制度の導入効果を論じることにしたい<sup>7)</sup>。

3社の事例分析を行うにあたって、各企業の組織風土もしくは事業特性も合わせて検討したい。内部統制の6つの基本的要素<sup>8)</sup>のなかに「統制環境」という要素がある。「統制環境とは、組織の気風を決定し、組織内のすべての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応に影響を及ぼす基盤をいう。」(金融庁企業会計審議会[2011], 36頁)とされており、企業の内部統制を検討するうえで当該企業の統制環境を形成する組織風土を看過してはならない。また、実施基準にも「具体的に内部統制をどのように整備し、運用するかは、個々の企業等が置かれた環境や事業の特性、規模等によって異なるものであり、一律に示すことは適切ではなく、経営者には、それぞれの企業の状況等に応じて、内部統制の機能と役割が効果的に達成されるよう、自ら適切に創意工夫を行っていくことが期待されている。」(金融庁企業会計審議会[2011], 2頁)とされており、企業が置かれている環境や事業特性によって内部統制の整備や運用が異なることが示唆されている。したがって、以下では企業の組織風土もしくは事業特性と関連付けながら内部統制の導入効果を分析することにしたい<sup>9)</sup>。

#### IV. 事例

本稿で事例として取り上げる企業3社<sup>10)</sup>は日本の大手製造業もしくは総合商社である。3社とも企業の歴史が長く、日本を代表できる企業であり、内部統制報告制度の導入効果を分析する対象として代表性のある事例であると考えられる。

## 1. 企業A<sup>11)</sup>

### (1)組織風土

A社は1930年代に設立された大手機械メーカーである。A社の組織風土の特徴について以下の二点を取り上げる。

#### (ア)自由闊達な組織風土

A社は社員が生き生きと働き、個々人が持っている力を発揮しやすい自由闊達な組織風土を持っている企業である。中国市場に進出した際のエピソードから自由な組織風土を垣間見ることができる。大手企業の場合、海外に進出する際はじっくり下準備を重ねてから行動するが、A社の社員たちはそういう下準備を経ず中国に行って現地で状況を見ながら会社を立ち上げたという。また中国の子会社の経営に関しても、業務が軌道に乗るまでは本社が指揮命令を行う(中央集権型)が、それ以降は中国の文化や慣行を熟知している子会社に任せる方針を取っている(分権型)。マニュアルや規律よりも人の情熱や能力に依存して業務を遂行する企業文化は、A社の競争力を支えてきた源泉であると同時に、内部統制報告制度が求める業務マニュアルの整備の脆弱ということの裏返しでもある。

#### (イ)属人的な組織風土

A社は他社と比較して人事異動がそれほど頻繁に行われず、良くも悪くも属人的な要素が多いという。また情熱を持って仕事に取り組む社員には積極的にチャンスが与えられるという。つまり、個人の意欲や能力によって仕事が配分される傾向が伺える。特定の人が特定の仕事を長期的に継続した場合、その人の能力や経験といった属人的な要素で業務を遂行する部分が増え、担当者が代わると同等レベルのパフォーマンスを維持するのが難しくなるという弊害も潜む。そういう意味でA社では特定の人能力に依存して進めてきた業務に対し見える化を行うことが課題となっていたという。

### (2)内部統制報告制度の導入

A社は2005年から経理部門に内部統制プロジェクトの事務局を設置し、コンサルティング会社の支援を受けながら内部統制報告制度の導入に着手した。2005年度の準備段階から制度適用初年度の2008年度末に内部統制報告書を提出するまでかかった費用(コンサルティング費用と監査費用を含む)は相当な金額に達している。

### (3)業務の有効性と効率性

A社は自由闊達かつ属人的な組織風土により業務マニュアルの強化と業務の見える化が課題となっていたことを指摘したが、内部統制報告制度が求める文書化を通じてこういった課題を解決し、さらに全社の中で決算手続きに対する意識が高まったとして、業務の有効性と効率性において効果が現れたという。

### (4)不正の防止と発見

企業の不正には経営者による組織的な不正もあれば、組織の末端にいる個々の従業員による小規模な不正もある。前者は社会的影響力が大きいですが、実施基準にも明記されているように内部統制報告制度自体が持っている限界<sup>12)</sup>により未然に防止できない可能性がある。従業員個人による不正はどの組織においても回避できない問題であるといえる。この種の小規模な不正は、内部統制報告制度によってある程度牽制できるものの、完全に防止することには至っていないという。その理由は内部統制報告制度が求めるチェックは帳票の確認や証跡の有無といった形式的なものに限られており、悪意をもった従業員が形式上の帳票さえ用意できればこうした不正は発見できないからだという。

### (5)小括

A社は業務の有効性と効率性においては内部

統制報告制度の導入効果が現れたが、不正の防止と発見においては効果が限定的であるという見解を示した事例である。A社の競争力をもたらしたと考えられる自由闊達な組織風土は内部統制報告制度の視点から見ると業務マニュアルの整備の脆弱であり、内部統制上のリスクとなる。また業務を遂行するうえで属人的要素が多いため業務の見える化が必要となっていた。文書化を通じてこのような問題点を改善できたのが、業務の有効性と効率性の向上につながった原因である。不正の防止と発見において限定的な効果しか得られなかったのは、制度が求めるチェックが形式的なものに止まっているからである。

## 2. 企業B<sup>13)</sup>

### (1)組織風土と事業特性

B社は1940年代に設立された大手電気機器メーカーである。B社の組織風土の特徴といえば、中間管理職のなかでとりわけ顧客にもっとも近いマネジャーの権限が大きいことが挙げられる。現場にいるマネジャーが迅速な意思決定と顧客対応ができるように、社内手続きを減らすことでマネジャーに権限を与え、会社の物事はマネジャーが決めるという意識を持たせているという。強い中間管理職を育成するための社内教育も充実している。また、B社は本社としてのコーポレート機能や事業サポート機能を果たしており、ルーティン的な業務はほとんどないという事業特性を持つ。

### (2)内部統制報告制度の導入

B社は2004年から本社監査室に内部統制プロジェクトの事務局を設置し、総勢20~30人の体制でコンサルティング会社の支援を受けながら内部統制報告制度の導入に着手した。本社監査室長を内部統制プロジェクト・リーダーとし、

同監査室のメンバー1人、本社や各事業部門における企画室のメンバー数人をプロジェクトの専属メンバーとしている。

制度適用初年度の2008年度末における内部統制報告書は日本と海外の拠点を含む約60部門が評価範囲となっている。B社では本社が作成したグローバル標準のリスク・コントロール・マトリックスを各事業部門に展開する方法を取っており、各事業部門は本社から受け取ったリスク・コントロール・マトリックスをもとに自部門の業務に応じて若干の調整を行うことで自己評価を行ったため、内部統制報告制度の導入にそれほど手間とコストを掛けていないという。

### (3)業務の有効性と効率性

B社では内部統制報告制度が求める業務マニュアルの整備によって既存の業務マニュアルのさらなる体系化にはつながったが、業務の有効性と効率性の向上には直接的に寄与していないという。ルーティン業務の多い生産現場（たとえば技術部門・品質管理部門等）ではマニュアルの整備が業務の効率性を左右する重要な要素となるが、B社のようにルーティン業務がほとんどない組織においてはマニュアルの整備だけでは業務の効率性を確保できないという。会社の物事はマネジャーが決めるという意識を持つB社において、業務の有効性や効率性を高めるにはマニュアルの整備よりもマネジャーの管理能力が重要であると強調した。

### (4)不正の防止と発見

B社の組織風土の特徴としてマネジャーの権限が大きいことを指摘したが、ITによる業務処理統制においてもマネジャーによる承認がなければ伝票が記帳されない仕組みを採用している。このようなITシステム統制をB社のグローバル組織全体で展開している。当該システムで

は現場のマネジャーの管理能力（経験，知識，勘）が末端の従業員の不正を防止するための鍵になるという。マネジャーの業務能力が低ければ統制が効かないため，マネジャーに対する教育が重要であるという。

従業員の不正を防ぐうえでマネジャーの管理能力を重視するだけではなく，B社独自の方法も採用している。各事業部門の伝票すべてを本社に送付させ，本社で抜取調査を行う。抜取調査であればそれほどコストをかけることなく，会社全体に対し牽制が効くという。不正を防止するためには従業員の倫理性を高めるための社内教育も欠かせないという。

#### (5)小括

B社は内部統制報告制度の導入からさほど恩恵を受けていない事例である。ルーティン業務がほとんどないため既存の業務マニュアルのさらなる体系化は，業務の有効性と効率性の向上に直接的には寄与していない。また，不正を防止するのにマニュアルの整備よりもむしろマネジャーの管理能力が重要であると認識しているため，マネジャーの業務能力の向上に力を入れている。総じていえば，B社は内部統制報告制度のあり方に課題を感じており，制度の効果に対して懐疑的な見解を示す事例である。

### 3. 企業C<sup>14)</sup>

#### (1)組織風土と事業特性

C社は日本を代表する大手総合商社の一つである。日本の総合商社の会社数が限られているため，企業名が特定されないように設立年度などの基本情報は伏せることにする。

日本の総合商社は製造業などの川上事業から，流通業などの川中事業，小売業などの川下事業まで幅広くビジネスを展開しているのが特徴である。C社が手掛ける事業内容も川上から

川下まで極めて多岐にわたる。例えばインフラ事業，輸送機事業，建設不動産事業，資源・エネルギー事業，物流事業，金融事業，食材事業などを含めている。事業拠点も日本国内と海外を含め100拠点を超える。手掛ける事業が幅広く，拠点の数も非常に多いという事業特性は，前述した製造業のA，B社と比較して大きく異なる点である。さまざまな事業に手掛けているため，C社グループ全体のなかではさまざまな価値観や文化が融合していると考えられる。したがって，C社に関してはA，B社のように組織風土に着目するよりも，総合商社特有の事業特性に着眼点をおいて内部統制報告制度の導入効果を分析した方が妥当であると考えられる。

#### (2)内部統制報告制度の導入

C社では内部統制の評価・改善に関する本格的な活動を2004年からスタートしていた。米国でのSOX法の制定を受け，C社は内部統制報告制度導入の国際的な流れを先読みし，2004年の時点で社内に内部統制プロジェクトを立ち上げた。当時は米国のCOSOフレームワーク<sup>15)</sup>を参考に業務上の問題点やリスクを抽出するためのチェックリストを作成し，そのチェックリストを利用してC社グループの組織全体に対し点検を行った。点検を通じて洗い出された業務上の問題点に対し，改善を図り，業務品質の向上に取り組んだ。2007年からは金融商品取引法が求める内部統制報告制度に対応するため，内部統制委員会を設置し，本社の財務経理部門が当該委員会の事務局としてグループ全体におけるプロジェクトを統括した。

前述したように総合商社では多種多様な業界で事業を展開し，また多数の拠点を抱えているため，内部統制報告制度を構築する際に評価範囲とすべき拠点をどのような基準で選定するのかが重要となる。C社の場合，本社，連結子会

社、持分法適用関連会社の各拠点を総資産規模の大きい順に並べ、連結総資産の概ね2/3をカバーする上位拠点を重要な事業拠点とし、これらの重要な拠点を評価範囲としている。選定した重要な事業拠点に対し、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としている。また、デリバティブ取引のようにリスクの大きい取引を実施する一部の拠点では、それらに関する業務プロセスも評価範囲としている。

評価対象となる拠点には、本社が作成した内部統制報告制度導入のガイドラインが配布され、全社内でも統一的な取り組みがなされた。C社もコンサルティング会社の支援を受けながら内部統制報告制度の構築を行っており、相当なコストをかけている。

### (3)業務の有効性と効率性

C社は内部統制報告制度の導入によって「業務フローの整理を通じて新たな気づきがあった」とし、従来の慣行通りに行ってきた業務のなかに潜む内部統制上のリスクを発見することができたという。たとえば、一部の取引現場では業界慣習により、取引先との信用を前提に書面による契約は締結せず、口頭契約のみで取引を行うケースがあった。業界慣習とは言え、契約内容が書面化されないことで生じ得る権利と義務の不明確に起因するリスクを回避するため、既存業務に負担にならない範囲内で契約内容を書面化する業務プロセスを追加したという。C社は、内部統制報告制度の導入により従来の多岐にわたる業務を見直すことができ、業務の有効性と効率性の向上につながったという。

### (4)不正の防止と発見

C社は、内部統制報告制度の導入によって得

られる不正の防止と発見の効果は限定的であるという。また、内部統制報告制度導入以前からすでに適正な内部統制の構築・改善を進めており、内部統制報告制度の導入により不正の防止や発見において追加的な効果があると認識していないという。

### (5)小括

C社は文書化を通じて多岐にわたる業務内容を見直すことができたということで業務の有効性と効率性の向上においては効果が現れたが、不正の防止と発見の効果については限定的であるという見解を示した事例である。

## V. 結びにかえて

### 1. 要約

以上3社の事例のうち「業務の有効性と効率性の向上」において内部統制報告制度の導入効果が顕著に現れたのは2社であった。効果が現れた企業は「既存の業務マニュアルが脆弱である」、「業務の見える化が必要である」、「業務内容が多岐にわたる」といった特徴を持つ。その一方で効果が現れなかった企業は、ルーティン業務がほとんどないためマニュアルの整備だけでは業務の有効性や効率性が確保できないという特徴を持つ。「不正の防止と発見」においてはいずれの企業においても積極的な効果が得られなかった。その理由として「制度が求めるチェックは形式的なものに止まる」、「事業特性上ルーティン業務がほとんどないため、不正を防止するのにマニュアルよりもマネージャーの能力が重要となる」が挙げられる。

### 2. 貢献及び限界

以上の検討を通じて、内部統制の四つの目的のうちどの目的において実際効果が現れ、どの

目的において効果が現れなかったのか、またそれらの原因について企業別に具体的に考察するという本稿の目的はおおむね達成できたといえよう。上記研究結果を一般化するには量的研究方法によるさらなる分析が必要となるが、今後の量的研究の仮説設計に示唆を与え得る点も本研究のもう一つの貢献であるといえよう。

本研究は3社へのインタビュー調査を通じて内部統制報告制度の導入効果を分析した事例研究である。事例の代表性、正確性を確保するため日本を代表する大企業を分析対象とし、また制度導入の責任者をインタビューイヤーとしている。しかし、インタビューの中で筆者自身やインタビューイヤーの主観的な考え方が参入する可能性を完全に排除することはできない。この種の主観性は定性的研究方法を取っている事例研究が抱える固有の問題点であり、克服できない限界であるとも言えよう<sup>16)</sup>。

#### <謝辞>

本稿は日本経営分析学会第30回年次大会の自由論題報告に加筆・修正したものである。報告当日の司会を務めてくださった紺野卓先生（新潟青陵大学短期大学）をはじめ、会場にてコメント及び質問を頂いた先生方、匿名の査読者の先生及び編集委員長向伊知郎先生から貴重なコメントを頂いた。記して謝意を表したい。

#### (注)

- 1) 「日本版SOX法」という用語は、日本の内部統制報告制度が米国のそれと類似するという意味で実務の世界で一般に使われている表現を借用したものである。「日本版SOX法」という法律は存在しない。
- 2) 資産の保全が適切に行われないうのは資産を不正にまたは誤って取得、使用及び処分されることを意味する。このような行為は企業の社会的信用を大きく損害する可能性がある。
- 3) 筆者がコンサルティング会社で勤務した際に複数企業における内部統制報告制度の導入プロジェクトに携わるなか、企業側は内部統制報告制度が求める

文書化を通じて既存の業務プロセスを整理することに制度導入の意義を見出していることが一般に観察できた。したがって、内部統制報告制度の効果を財務諸表の信頼性の向上という目的に限定せず、その他の三つの目的にも拡大して検討したほうが現実に即しており、適切であると考えられる。

- 4) 米国のSOX法も日本の内部統制報告制度も、企業の不祥事を背景として制定もしくは導入されたものであるため、三つの目的を「不正の防止と発見」に集約することは合理的であると考えられる。
- 5) 以下、不正という用語は組織的な不正ではなく従業員が個人の利益を追求するために行うあらゆる不正行為という意味で用いられている。
- 6) 「業務の有効性」とは事業目的が達成された度合いをさし、「業務の効率性」とは事業目的を達成するために投入した資源（時間、人員、コスト）の量をさす。ルーティン業務の多い組織（たとえば製造現場）においては、業務の有効性と効率性がある程度容易に区別できるが、ルーティン業務の少ない組織において「有効性」と「効率性」を単純に切り分けて考えることは難しいため、本稿では業務の有効性と効率性を区別せず議論することにしたい。
- 7) 実施基準では「不正」と「誤謬」をセットにして用いる場合が多い。どちらも虚偽の会計情報の原因となるが、「誤謬」は「不正」と異なり、意図的な行為ではないため「業務の有効性と効率性」の範疇に入ると考えられる。
- 8) 「内部統制の基本的要素とは、内部統制の目的を達成するために必要とされる内部統制の構成部分をいい、内部統制の有効性の判断の規準となる。組織において内部統制の目的が達成されるためには、6つの基本的要素がすべて適切に整備及び運用されることが重要となる」（金融庁企業会計審議会[2011], 36頁）。6つの基本的要素とは統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング及びITへの対応を指す。
- 9) 内部統制の基本的要素は内部統制報告制度を構築するために業務プロセスの中に組み込まれる統制行為である。もし基本的要素に関わる統制が整備されていないと判断された場合、監査法人から適正な監査証明が得られない。本稿では、3社の内部統制報告制度が適切に構築されているかどうかを議論す



るのが目的ではなく、内部統制の4つの目的の達成度合いを測るのが目的であるため、基本的要素に関する分析は割愛する。

- 10) インタビューを行うに当たり、企業より社名を伏せることを求められており、本稿では社名が特定されない範囲内で企業の特徴を記述することにする。なお、本稿の発刊に先立って各社より原稿内容について確認を頂いている。
- 11) 2012年9月7日に、A社本社経理部門A部署の課長とB部署の課長対しインタビューを行った。A社における内部統制プロジェクト推進部門は本社経理部門である。
- 12) 「経営者が不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめるときに、内部統制は限界を有する(金融庁企業会計審議会 [2011], 14頁)」とされている。
- 13) 2012年6月5日に、B社本社の財務担当執行役員、監査室課長に対しインタビューを行った。B社における内部統制プロジェクト推進部門は本社監査室である。
- 14) 2013年3月29日に、C社本社経理部門の内部統制対応チーム長および2人のチームメンバーに対しインタビューを行った。
- 15) COSOフレームワークは、COSO (Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission, アメリカ公認会計士協会, アメリカ会計学協会, 財務担当者経営者協会, 内部監査人協会, 全米会計士協会の五つの団体が構成された不正な財務報告防止のため組織されたトレッドウェイ委員会組織委員会) が1992年, 1994年および2013年に公表した内部統制に関する報告書のことである。当該報告書では、内部統制は業務の有効性と効率性, 財務報告の信頼性, 関連法規の遵守を目的として合理的な保証を提供することを意図した, 事業体の取締役会, 経営者およびその他の構成員によって遂行される一つのプロセスであると定義されている。また, COSOフレームワークでは, 「統制環境」, 「リスク評価」, 「統制活動」, 「情報と伝達」および「モニタリング」を, 上述した三つの目的を達成するための構成要素としている。
- 16) ここでは定量的研究方法であれば客観性が完全に担保できるということの意味するものではない。

定量的研究においても変数を選択する際主観的な判断が入ると考えられるからである。

#### (参考文献)

- Ashbaugh-Skaife, H., D.W. Collins, W. R. Kinney, Jr. and R. Lafond, "The Effect of SOX Internal Control Deficiencies and their Remediation on Accrual Quality," *The Accounting Review*, Vol.83, No.1, 2008, pp.217-250.
- Ashbaugh-Skaife, H., D.W. Collins, W. R. Kinney Jr. and R. Lafond, "The Effect of SOX Internal Control Deficiencies on Firm Risk and Cost of Equity," *Journal of Accounting Research*, Vol.47, No.1, 2009, pp.1-43.
- Beneish, M. D., M. B. Billings and L. D. Hodder, "Internal Control Weaknesses and Information Uncertainty," *The Accounting Review*, Vol.83, No.3, 2008, pp.665-703.
- Doyle, J.T., Ge, W. and McVay, S., "Accruals Quality and Internal Control over Financial Reporting," *The Accounting Review*, Vol.82, No.5, 2007, pp.1141-1170.
- Engel, E., R. M. Hayer, and X. Wang, "The Sarbanes-Oxley Act and Firms' Going-private Decisions," *Journal of Accounting & Economics*, Vol.44, No.1/2, 2007, pp.116-145.
- Gao, F., J.S.Wu, and J. Immerman, "Unintended Consequences of Granting Small Firms Exemptions from Securities Regulations: Evidence from the Sarbanes-Oxley Act," *Journal of Accounting Research*, Vol.47, No.2, 2009, pp.459-506.
- 八田進二 (代表)・橋本尚・町田祥弘 『『内部統制の重要な欠陥に係る実態調査』の結果』『内部統制』No.1, 2009年, 22-30頁。
- Hossain, M., S. Mitra Z. Rezaee and B. Sarath, "Corporate Governance and Earnings Management in the Pre- and Post-Sarbanes-Oxley Act Regimes: Evidence from Implicated Option Backdating Firms," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol.26, No.2, 2011, pp.279-315.
- 金融庁企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について

(意見書)」[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyoutosin/20070215.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20070215.pdf), 2007年, 121頁。

金融庁企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について(意見書)」[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kigyoutosin/20110330/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyoutosin/20110330/01.pdf), 2011年, 124頁。

Krishna, J., D. Rama, and Y. Zhang, "Costs to Comply with SOX Section 404," *A Journal of Practice & Theory*, Vol.27, No.1, 2008, pp.169-186.

Ogneva, M., K. R. Subramanyam and K. Raghunandan, "Internal Control Weakness and Cost of Equity : Evidence From SOX Section 404 Disclosures," *The Accounting Review*, Vol.82, No.5, 2007, pp.1255-1297.

Schneider, A., A. A. Gramling, D. R. Hermanson and Ye Zhongxia (Shelly), "A Review of Academic Literature on Internal Control Reporting under SOX," *Journal of Accounting Literature*, Vol.28, 2009, pp.1-46.

孫美灵「中国における内部統制制度の導入—アンケート調査による導入効果分析—」『監査研究』第39巻第3号, 2013年, 69-80頁。

高田敏文(主査)・内山峰男・小倉親子・兼田克幸・中村元彦・藤原秀賢・町田祥弘「内部統制報告制度の効果に関する実態調査と実証研究」『内部統制』No.2, 2010年, 109-125頁。

(受付2013年8月13日, 掲載承認2013年11月18日)